

現在・未来のくらしに役立つ情報誌

総務省



MIC

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC MONTHLY MAGAZINE

2

2026 February
Vol.302

P.2 特集 1

2月1日(日)から3月18日(水)は サイバーセキュリティ月間です

P.6 特集 2

ストップ林野火災!

～林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました!～

MIC NEWS01

P.14 「統計の日 (10月18日)」の標語を募集します

募集期間：令和8年2月1日～4月30日

地域 DX のヒント

P.15 誰もが利用しやすい窓口をめざして

P.10 地方のかがやき

一宮市 愛知県

立春

春の訪れを告げる
日である立春は2月4日。
138タワーパークでは樹齢
約140年のエドヒガンなどさま
ざまな桜が開花の準備を始めます。

表紙の写真：ツインアーチ 138 (一宮市)

特集1

2月1日(日)から3月18日(水)は サイバーセキュリティ月間 です

経済活動や社会活動のデジタル化が進み、スマートフォンの普及率が9割を超える中、インターネットは生活に欠かせないものになっています。その一方で、サイバー攻撃によって情報の漏えいや業務への影響が出る事態も発生しており、サイバー攻撃は私たちの暮らしを脅かすものとなっています。

一人一人が、サイバー攻撃による被害をひとごとではなく、自分ごとだと考えて、対策することが何よりも重要です。

政府では、毎年2月1日から3月18日を「サイバーセキュリティ月間」と定め、関係省庁が連携し、サイバーセキュリティに関する普及啓発に向けた取組を集中的に行っています。

「サイバーセキュリティ月間」特設サイトでは、政府

機関などの様々な団体によって開催されるサイバーセキュリティ関連行事の情報を掲載しているほか、基本的な対策として「サイバーセキュリティ対策9か条」、サイバーセキュリティが学べるハンドブックなども紹介しています。

ぜひ「サイバーセキュリティ月間」特設サイトをチェックしてください。

2026年「サイバーセキュリティ月間」特設サイト

<https://security-portal.cyber.go.jp/cybersecuritymonth/2026/>



政府における新たなサイバーセキュリティ戦略推進体制

近年、サイバー攻撃による政府や企業の内部システムからの情報窃取等が大きな問題となっているほか、重要インフラ等の機能を停止させることを目的とした高度な侵入・潜伏能力を備えたサイバー攻撃に対する懸念が急速に高まっています。特に、重要インフラの機能停止や破壊等を目的とした重大なサイバー攻撃は、国家を背景とした形でも日常的に行われるなど、安全保障上の大きな懸念となっています。

こうした情勢に対応するため、令和7年5月のサイバー対処能力強化法等の成立も踏まえ、令和7年7月、サイバーセキュリティ戦略本部を改組し、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣が本部員となる新体制となりました。

また、内閣サイバーセキュリティセンターを改組し、「国家サイバー統括室(NCO)」を設置しました。

新たなサイバーセキュリティ戦略

「国家安全保障戦略」およびサイバー対処能力強化法等に基づく取組を含め、サイバー空間上の脅威に対応するための取組を一体的に推進するため、中長期的な視点から、今後5年の期間を念頭に、実施すべき諸施策の目標や実施方針を内外に示す新しいサイバーセキュリティ戦略を、令和7年12月に閣議決定しました。

官民連携・国際連携の下、広く国民・関係者の理解を得て、国が対策の要となり、官民一体で我が国のサイバーセキュリティ対策を推進することにより、厳しさを増すサイバー空間を巡る情勢に切れ目無く対応できる、世界最高水準の強靭さを持つ国家を目指します。

サイバーセキュリティ人材の育成

実践的サイバー防御演習の実施

サイバー攻撃の悪質化・巧妙化が進む一方で、サイバーセキュリティ人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。総務省では、所管する国立研究開発法人の情報通信研究機構(NICT)のナショナルサイバートレーニングセンターを通じて、NICTがこれまでの研究開発で培った知見を活用し、サイバー攻撃に対する一連の対処を実際に体験する「実践的サイバー防御演習(CYDER: Cyber Defense Exercise with Recurrence)」を国の機関、地方公共団体、重要インフラ事業者等を対象に全国の会場で実施しています。平成29年度以降、これまでの受講者数は延べ2万5千人を超え、組織におけるサイ

バー攻撃への対処能力の向上に貢献してきました。ぜひ受講をご検討ください。



CYDER 演習風景



演習会場
(東京の様様)



CYDER 公式サイト
演習の詳細や
受講申込はこちら

<https://cyder.nict.go.jp/>




サイダコくん

サイバーセキュリティ演習教材の展開

総務省では、民間企業・教育機関等による自律的な人材育成についても支援しています。特にCYDERと同様の演習や、CYDERを各組織・産業分野でカスタマイズした講義・演習を自前で実施できるよう、NICTの産学官連携拠点「サイバーセキュリティネクサス」において、演習基盤や教材等を民間企業・教育機関等に展開するためのプラットフォーム「CYROP」(Cyber Range as an

Open Platform)として構築し、提供しています。また、CYROPでは90種類を超える独自教材も開発・提供していますので、ぜひご活用ください。

サイバーセキュリティネクサス Webサイト
<https://cynex.nict.go.jp/>



地域のサイバーセキュリティの強化

総務省では、地域の企業や地方公共団体などによる地域のセキュリティコミュニティ(SECURITY)の活動支援を通じ、人材の育成や情報共有による地域のサイバーセキュリティ強化を図っています。

令和7年度は、これまでに、各地域においてサイバーセキュリティ関係のセミナーなどを開催したほか、人材育成の一環として「全国型CTFコンテスト」(CTFとは、

Capture The Flagの略で、ゲーム形式でセキュリティの実践的技能を競うもの)を11月に開催しました。当該コンテストには、学生や若手社会人を中心に現地・オンラインを含めて467名の方にご参加いただきました。

この「サイバーセキュリティ月間」中にも、引き続き各地域で関連イベントを開催しますので、ぜひご参加ください。詳細は総務省Webサイトをご覧ください。



地域セキュリティ Web サイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/localsecurity/



安全なインターネットの利用のために

国民のためのサイバーセキュリティサイト

総務省では、一般の利用者にサイバーセキュリティ対策の知識を分かりやすく提供するために、「国民のためのサイバーセキュリティサイト」を開設しています。サイバー攻撃による被害を受けないように自衛するため、また意図せず他人に迷惑をかけないようにするために、

日常的な習慣とすべきサイバーセキュリティ対策を分かりやすくまとめているので、ぜひご活用ください。

国民のためのサイバーセキュリティサイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/



Wi-Fiの安全な利用について

近年、自宅での利用だけでなく、地方公共団体の施設や街中のホテル、飲食店などにも公衆 Wi-Fi が設置され、利用できる場面が広がりました。Wi-Fi は、高速な通信を手軽に利用する手段としては便利ですが、適切なセキュリティ対策を講じないと、不正な目的で Wi-Fi を利用されたり、情報漏えい等の被害につながったりしてしまいます。

こうした中、総務省では「自宅 Wi-Fi 利用者」「公衆

Wi-Fi 利用者」「公衆 Wi-Fi 提供者」の3つの観点から、Wi-Fi の安全な利用・提供のために必要なセキュリティ対策を分かりやすく解説したガイドラインを公表しています。また、サイバーセキュリティ月間中に、ガイドラインのポイントをアニメや講義形式で解説したオンライン動画講座を開講いたしますので、こちらもぜひご受講ください。



総務省が作成・公表している Wi-Fi セキュリティガイドライン
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/wi-fi/



サイバー攻撃に悪用されうるIoT機器対策

IoT機器を狙ったサイバー攻撃の脅威

近年、IoT 機器を狙ったサイバー攻撃が増加しています。サイバーセキュリティ対策に不備がある IoT 機器は、マルウェア（コンピュータウイルス）に感染してサイバー攻撃に悪用され、自らが被害者になるだけでなく、他者への攻撃の踏み台となる加害者になるおそれがあります。国内においても、令和6年末から翌年初めにかけて、航空運送事業者・金融機関・通信事業者等に対してサイバー攻撃が行われ、一部のサービスに支障が出るなどの事例が発生しました。



NOTICEの取組

総務省および NICT は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき、ID・パスワードの設定に脆弱性のある機器、ファームウェアに脆弱性がある機器、すでにマルウェア（コンピュータウイルス）に感染している

機器等の調査を行い、インターネットサービスプロバイダ、IoT 機器メーカー等とも連携し、サイバー攻撃に悪用され得る状態の IoT 機器の一般の利用者（管理者）へ注意喚起や情報提供を行っています。

お知らせが届いた場合は

NOTICE では、サイバー攻撃に悪用され得る状態の IoT 機器を利用していると思われる管理者（利用者）に対してインターネットサービスプロバイダを通じてお知らせを実施しています。お知らせが届いた場合は、NOTICE Web サイト (<https://notice.go.jp>) をご確認ください、適切なセキュリティ対策をとってください。

お知らせが届いた場合は、NOTICE Web サイト (<https://notice.go.jp>) をご確認ください、適切なセキュリティ対策をとってください。

インターネット接続機器の設定をこの機に見直してみましょう

- インターネット接続機器の設定が十分でない場合、不正アクセスを受けるおそれもあります。無線 LAN ルーター等のインターネット接続機器について、次のポイントをチェックしましょう。
- 機器設定用のパスワードは十分に長いものにしましょう。
- 機器のファームウェアを最新の状態にしましょう。
- 使用していない機器はインターネットに接続しない（または電源を切る）ようにしましょう。

お問い合わせ先

NOTICE サポートセンター
TEL : 0120-769-318 (無料・固定電話のみ)
03-4346-3318 (有料)
受付時間 : 10:00 ~ 18:00
(年末年始 (12/29 ~ 1/3) を除く)

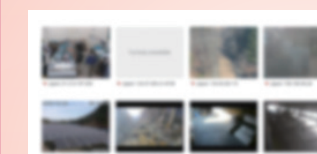


特集 IoTセキュリティ

ネットワークカメラの管理者の皆さまへ

ネットワークカメラの映像を集めた Web サイトが以前から複数確認されており、これらの映像の多くは管理者の意図しない形で公開されているものと見られています。管理の甘いネットワークカメラを放置しておくことは、情報の漏えい・流出、プライバシー侵害、カメラ自体が悪意のあるプログラムに感染することによるサイバー攻撃への加担など、様々なリスクにつながる可能性があります。このようなリスクを低減するため、管理しているネットワークカメラのセキュリティ設定を改めてご確認ください。

令和7年12月23日付けお知らせ
「ネットワークカメラのセキュリティ設定についての注意喚起～カメラの管理者の皆さまへ～」



ネットワークカメラの映像を集めた Web サイトの例。多くは管理者の意図しない形で公開されているものと見られる。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000627.html



動画ストリーミング用IoT機器を踏み台として悪用するサイバー攻撃

昨今、無料で国内外のテレビ番組を視聴できること等をうたって販売されている一部の動画ストリーミング用IoT機器が、サイバー攻撃を中継する「踏み台」として利用される可能性が指摘されています。

こうした不審な機器で視聴できる無料動画は違法にアップロードされて配信されている海賊版である可能性が高いと考えられます。また、機器自体に、製造・流通の過程であらかじめ、サイバー攻撃を中継するなどの利用者が意図しない動作を行うプログラムが組み

込まれている場合があります。

不正な動画ストリーミング用IoT 機器での海賊版動画の視聴は、悪質業者を不正に儲けさせ、放送事業者や番組供給会社、番組の出演者や製作者、著作権者など、様々な権利者に大きな損失を与えるものです。また、機器の利用者自身が他のサイバー攻撃に加担してしまう可能性もあります。機器の製造元を必ず確認し、不審なサービスの利用は控えてください。



特集2

ストップ林野火災！

～林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました！～

昨年（令和7年）は、2月の岩手県大船渡市、3月の岡山県岡山市や愛媛県今治市を始めとした大規模な林野火災が相次いで発生しました。

今年も林野火災が増える時季に入り、1月からは新たに市町村による林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました。林野火災の予防には皆さん一人一人の日頃からの対策が何よりも重要です。ここでは、皆さんに知っていただきたい林野火災のこと、発生させないための注意点などを紹介していきます。

林野火災？ 森林火災？ 山火事？

消防では、森林などの火災を林野火災と呼んでいます。

森林火災や山火事も森林の火災である点は林野火災と共通していますが、山林

以外の原野や牧草地の火災も含む点で林野火災の方が対象が広いものです。

※ 林野火災：森林、原野または牧野が焼損した火災

林野火災は どれくらい 起きている？

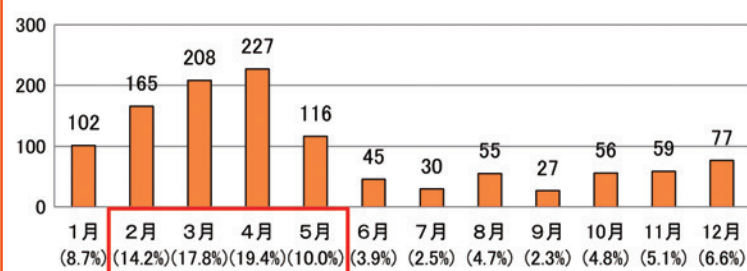
林野火災は、近年は概ね年間1,300件前後を推移して発生しています（令和2年～令和6年平均：1,167件）。

年間を通じて発生するものの、1月から増え始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、この4か月間

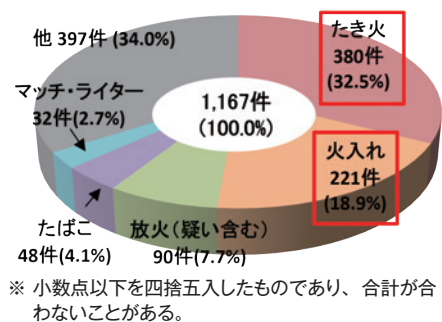
だけでも年間の6割以上を占めます。

また、自然発生の例として落雷があるものの、発生原因は人的要因がほとんどであり、たき火が32.5%、火入れが18.9%を占め、そのほかに放火（疑い含む）やたばこなどが続きます。

林野火災の月別出火件数
（令和2年～6年の月平均）



林野火災出火原因
（令和2年～6年の年平均）



特集2

ストップ林野火災！

～林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました！～

なぜ 林野火災は 特に2月から 5月が多い？

気候としてこの時季は、空気が乾燥したり、強風が吹いたりすることが多い点も一因と考えられます。

このような時季の家庭などでの剪定枝や枯草等の焼却を含む「たき火」や、作

付け前の畑などでの「火入れ」も林野火災の原因となるほか、4月、5月頃に山菜採りやハイキングなどで入山者が増加することも関係してくるものと考えられます。



林野火災が 起こると どうなる？

年間62件の林野火災が1ha（ヘクタール（10,000㎡））を超えて延焼しています※。

林野火災では、人命や建物、地域資源などの被害、避難指示が発令されることなどもあるほか、山林では木々が焼けた

ことによって雨が降った場合などに保水能力の低下による土砂災害などの2次被害につながる可能性もあります。

※ 令和2年から令和6年までの5年間の平均

令和8年1月 から始まった 林野火災注意報 や林野火災警報 とは？

消防庁では昨年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえて、林野火災注意報や林野火災警報の制度を創設し、全国の市町村に的確な発令などの運用を呼び掛けています。

林野火災注意報や林野火災警報は、具

体的には、市町村の火災予防条例で規定され、市町村長が林野火災の危険性に応じて発令するもので、今年の1月から全国で運用が始まりました。

※ 火災予防条例の改正状況などは市町村により異なる場合があります。

- **林野火災注意報**：降水量や乾燥といった条件により林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では屋外での火の使用をやめるよう努める必要があります。
- **林野火災警報**：林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、発生した林野火災が大規模化しやすい危険な状況です。発令時には、その地域では屋外での火の使用が禁止されます。火の使用の制限に違反した場合は、消防法違反として30万円以下の罰金または拘留に科される場合があります。





林野火災注意報・林野火災警報の発令指標の例

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 ＋ 前30日間の合計降水量が30mm以下または、 乾燥注意報の発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、 この限りでない。	林野火災注意報の発令指標 ＋ 強風注意報の発表
内容	発令地域での屋外の火の使用中止の努力義務 (罰則なし)	発令地域での屋外の火の使用の制限 (罰則あり)

※市町村により条例の制定状況、発令指標の内容などは異なります。

私たちが
林野火災を
起こさないため
に何ができる？

林野火災は「つい、うっかり」でも発生します。

まずは、屋外で火を使用する場合
には、一人一人が次のことに気を付ける
必要があります。

ルールを守った火の使用をしましょう

林野火災防止のための
注意点

- ✓ 周囲に燃えやすいものがないことを確認
- ✓ 消火用の水を準備
- ✓ 火から目を離さない
- ✓ 使用後は完全に消火
- ✓ 林野火災警報時のたき火等は禁止
- ✓ 林野火災注意報時のたき火等は避ける
- ✓ たばこの投げ捨てや火遊びは厳禁
- ✓ 火を使う場所でのルールを守る

また、林野火災注意報や林野火災警報が発令されていないときでも、乾燥しているとき（乾燥注意報発表中など）や、強風が吹いている（予想される）ときには屋外での火の使用を中止することも重要です。

このほか、市町村の火災予防条例に基づく屋外での「たき火」などの火の使用時の消防への届出が必要な場合や、森林法では森林またはその周辺での「火入れ」を行うために市町村長（林務担当部局）の許可を受ける必要があることから、これらについても法律や条例を守ることが必要です。

岩手県
大船渡市での
大規模林野
火災の発生

令和7年2月26日に大船渡市で発生した林野火災は、4月7日に鎮火するまでに約3,370haを焼損する約60年ぶりの大規模なものとなりました。この火災により死者1人、住家90棟（うち全焼54棟）・住家以外136棟（うち全焼121棟）の建物、産業等にも多くの被害が発生したほか、最大時1,896世帯4,596人に避難指示が発令されました。現在、復旧・復興に向けた取組が続けられています。

この火災を受けて、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を林野庁と共同で開催し、林野火災における予防・警報のあり方、大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方、大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発などについて報告書が取りまとめられました。本検討会の報告書の内容も踏まえ、消防庁では林野火災対策に取り組んでいます。





一宮市を中心とした尾州地域は、国内の毛織物生産の約6割を担っている。高度な技術と分業体制に支えられた生地は品質の高さで知られており、海外の有名ファッションブランドにも採用されている。

繊維 のまち



一宮市は、尾張国の中心として古くから人と文化が行き交ってきた。戦国武将・山内一豊^{やまうちかずよ}誕生の地でもあり、毎年9月には甲冑^{かづらぎ}に身を包んだ一豊公と妻お千代が木曽川町をパレードする「一豊まつり」が開催される。

歴史 のまち



毎年7月に4日間にわたって行われる「おりもの感謝祭一宮七夕まつり」は、絢爛豪華な飾り付けで知られる、日本有数の七夕まつり。300mにおよぶ大行列やコスプレパレード、盆踊り大会など多彩な行事で盛り上がる。

七夕 のまち



地方の
かがやき

尾張の魅力がつまった
歴史と織物のまち

一宮市



Ichinomiya-City Profile

愛知県北西部、名古屋市と岐阜市の中間にある一宮市は、木曽川の清流と温和な気候、風土に恵まれた平坦地。JR東海道本線、名古屋鉄道の名古屋本線・尾西線の3路線・計19駅がある。大正10年に市制施行し、令和8年で105周年を迎える。

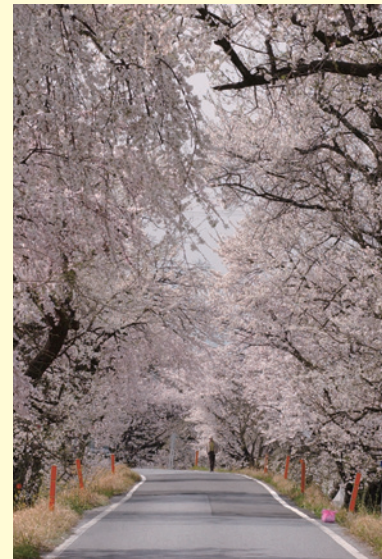
人口：375,005人（令和7年12月1日現在）
面積：113.82km²
URL：<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>



一宮市の市名は、尾張国一の宮である「真清田神社」に由来します。平安時代以降、神社の周辺には参拝者や商人が集まり、門前町として発展しました。やがて周辺地域一帯が「一宮」と呼ばれるようになり、この呼称が定着。市制が施行された際に、「一宮市」が正式な市名として採用されました。

市の西側を約18kmにわたって流れる木曽川は、市民の暮らしに恵みをもたらしてきました。良質で豊富な水を利用し、古くから繊維産業が発展。近代に

真清田神社 平安時代より尾張国の一の宮として崇敬を集めてきた神社。祭神の天火明命は天照大神の孫にあたり、尾張人の遠祖とも伝えられる。



木曽川堤の桜

国の名勝・天然記念物。木曽川堤防の約4kmにわたって、エドヒガンやシダレザクラなど約600本が咲き誇る。例年、3月下旬～4月上旬が見ごろ。



美濃路起宿脇本陣跡(旧林家住宅)

江戸時代に建てられた「起宿脇本陣」の跡地に再建。尾西歴史民俗資料館別館として公開（国登録有形文化財）。



のこぎり二

かつて毛織工場だったのこぎり屋根の建物を再利用。ギャラリーやカフェ、アウトドアショップが入居している。



138タワーパーク

高さ138mのツインアーチ138が目印の国営公園。地上100mの展望台から濃尾平野や木曽川を眺めたり、大芝生広場や自然体験施設で1日中楽しめる。



和菓子

尾張徳川家のお膝元で、来客時に抹茶と菓子を振る舞う「おもてなし文化」がある。市内には老舗の和菓子店も多い。



一宮モーニング

一宮市は、ドリンク代のみでトーストや卵料理、サラダなどが付く「モーニングサービス」発祥の地。店によってはカレーやそば、味噌汁などのユニークなメニューを提供。

はいち早く工業化に成功し、紡績、撚糸から製織、染色、整理加工まで一貫して行う高度な技術が、現在の産業基盤を支えています。また、川沿いはサイクリングロードや遊歩道として整備されています。

一宮市では、財源不足・人手不足といった地域課題の解決を目指し、DXを推進しています。行政手続きのオンライン化をはじめ、健康・子育て・防災分野でのデジタルサービスを導入。産官学連携にも取り組み、持続可能なまちづくりを進めています。

Re-TAIL



解体の危機にあった尾西繊維協会ビル（昭和8年築）を改装し、尾州織物の発信拠点として活用。一般には流通しないサンプルや端切れを手ごろな価格で入手できるとあって、プロのデザイナーや洋裁の愛好家から人気を集めている。



世界に誇る尾州織物が息づくまち

一宮市は名古屋駅から電車でわずか10分という高い利便性に加え、名神高速道路と東海北陸自動車道が接続する交通の要衝に位置しています。人やモノが行き交い、活気にあふれるまちです。また、木曽川の豊かな水に恵まれ、高品質な尾州織物の一大産地としても発展してきました。近年は、神社を舞台にしたファッションショーの開催や映画との連携などを通じて、その魅力を国内外へ発信しています。さらに、市内中学校の制服に尾州産生地を採用するなど、こどもたちが地域の産業を肌で感じ、誇りと愛着を育む「服育」にも力を入れています。

一宮市長 **中野 正康**



「尾州」のブランド
を象徴するロゴで、
尾州の伝統と技術を
アピールし、「尾州
産」の価値を証明。

尾州の生地を使用した洋服を作り、直接販売する「新見本工場」。全国から洋服好きが訪れる。

タテ ヨコ
経糸に緯糸を通すの
に使われる「シャトル」。
店内ではこうした道具も
見学できる

A person wearing a dark blue denim jacket is holding a long, narrow wooden boat hull. The hull is light-colored wood with visible grain and has a small opening near the bow. The background is slightly blurred, showing what appears to be a workshop or store with various items.

廃止が予定されている西中野渡船は、さまざまな活用が検討されている。



木曽川と触れ合える親水護岸やウッドデッキなど憩いの場の整備を進め、民間施設との相乗効果が期待される。



本町通りで行われた道路利活用の社会実験。店の前に商品を並べたり、体験ブースを設置するなど、「歩きたくなるまちなか」を目指す。

「一宮まちなか未来会議」は令和４年設立。勉強会や検討会を重ね、まちづくりを推進している。

宮市では、地域資源を生かしたイベントの開催と、人が集いたくなる空間創出という両輪で、まちの活性化に取り組んでいます。令和5年からは、ファッションショーやワークショップ、マルシェなどを通じて尾州産地の魅力を発信する「**BISHU FES.**」を実施。3年目を迎えた令和7年は、東京ガールズコレクションの運営会社とのコラボレーションでファッションコンテストを開催し、

若年層を意識した構成としました。

また、駅周辺では官民連携組織「一宮まちなか未来会議」を中心に、「ウォークアブルなまちづくり」を進めています。本町通りや銀座通りといった商店街で、道路にベンチやこどもの遊び場、キッチンカーなどを設置する社会実験を複数回実施。「通過する道」を「滞在する空間」へと転換し、新たな人の流れを生み出しています。

は、官民連携により幅広い世代が憩う新たなにぎわいの場へと生まれ変わる予定です。

さらに、木曽川沿川12市町と連携した「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり」をスタート。サイクリングロードの未整備区間を整備し、サイクルラックを設置するなど、観光資源としての価値を高めていきます。

DX推進の一環として、市の公式LINEアカウントに防災機能を導入しました。中心となるのは、避難所受付のデジタル化です。市のポータルサイト「イチ・デジ」に基本情報を登録してID連携すると、避難所で二次元コードを読み取るだけでチェックインが完了。避難所の受付をスムーズにするだけでなく、名簿作成に伴う職員の負担やミスを削減できるほか、アレルギーの有無や配慮の要否といった情報を、避難所運営に役立てられます。また、高齢者などスマートフォンに不慣れな方向けに教室を開催するなど、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めています。

市民税・県民税申告の予約受付に“24時間・話中なし”のAIを活用！

市民税・県民税申告相談会場の予約は、受付開始日に電話が集中し、長い待ち時間が生じていました。そこで令和5年度から、電話・インターネットに加えAI電話予約を導入。令和6年度は予約の25%が

AI電話で成立し、有人電話は46%から22%へ減少するなど、職員の負担軽減にもつながっています。

※ AI 電話予約：高度な音声認識により、人と話しているかのような自然な対応ができる自動音声応答サービス。自動で予約受付まで完了できる。

一宮市
の取組

災害時の情報をスマホで管理
防災LINEを導入



避難所へのルート検索ができる「防災マップ」、平時・災害時の行動を登録できる「マイ・タイムライン」、安否・位置情報を家族らと共有できる「安否連絡」機能も搭載。



ウールの可能性を
広げてくれる
「BISHU」に夢中です



尾州のカレント 代表
ひこさかゆう た
彦坂雄大さん

約10年前に尾州の繊維会社に転職した際、産地の厳しい状況を目の当たりにしました。「職人がきちんと利益を得られる仕組みを作り、価値に見合った“売れる”洋服を作りたい」とブランドを立ち上げたのが始まりです。現在は同世代の同業者と「尾州のカレント」を結成し、イベントやラジオ番組を通して尾州産の魅力を発信しています。洋服好きの間では知名度が上がってきましたが、今後は一般の方にも知っていただけるよう活動を続けます。

「統計の日(10月18日)」の 標語を募集します

募集期間:令和8年2月1日～4月30日

総務省では、**統計の重要性に対する国民の関心と理解を深めていただくとともに、統計調査に対する国民のより一層のご協力をいただける**ようにと定められた「統計の日(10月18日)」を中心として統計知識の普及のための周知広報を行っております。その一環として、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語を募集し

1 募集部門

- 小学生の部……小学校の児童
- 中学生の部……中学校の生徒
- 高校生の部……高等学校の生徒
- 一般の部……上記以外の学生および一般の方
- 統計調査員の部……統計調査員または登録調査員の方
- 公務員の部……府省、都道府県および市区町村の職員

2 応募について

- 1人5作品まで応募できます。
- 次の記載事項を明記の上、応募してください。
 - ① 部門、② お住まいの都道府県名、③ 氏名(ふりがな)、④ 所属・学校名(学年)、⑤ 電話番号、⑥ 標語(1人5作品まで)
- ※一般の部:④は、記入不要です。
- ※統計調査員の部:④は、「〇〇市統計調査員」等と記入してください。
- ※②～⑤の情報は、**応募作品内容の確認や入選時等の連絡・確認のために利用**します。
- 応募作品は、自作で未発表のものに限ります。

3 提出方法

- Microsoft Forms、メールまたは郵送にて提出してください。
- 学校などの団体で応募される場合は、記載事項を取りまとめた電子媒体での提出も可能です。
- 応募用紙を使用される方は、下記からダウンロードしてください。



【令和7年度「統計の日」ポスター】
令和7年度の特選作品が活用されています

- 過去の特選作品
令和7年度「統計で今を「サーチ」、未来を「察知」」
令和6年度「今を知り 未来つこう 統計パワー」
- 過去の入選作品をご覧になりたい方または「応募用紙」を使用される方は
こちらから
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/info/guide/08toukei_hyogo.html
- 総務省における Microsoft 365 利用に係るプライバシーポリシー
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/policy/ms365policy.html

ています。

総務省では、この「統計の日」の趣旨を踏まえた標語について、皆さまからのご応募をお待ちしております。

なお、入選作品は、「統計の日」のポスターのほか、調査環境を整備するための各種広報に活用することとしております。

4 提出先

- Formsで応募
こちらから応募してください。
<https://forms.office.com/r/H1Ct2ZVtmA>
- メールで応募
toukeinohi_atmark_soumu.go.jp
「_atmark_」を「@」に置き換えてください。
件名は、**【応募】統計の日の標語**としてください。
- 郵送で応募
〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1
総務省政策統括官付統計企画管理官室
地方統計機構 担当 宛



5 入選作品の決定・発表

- 入選作品は、部門ごとに佳作1作品程度、そのうち、特に優秀な作品として特選1作品を決定します。
- 入選作品は、令和8年6月(予定)に発表します。
- 入選された場合、ご本人(または応募作品の取りまとめ担当者等)にご連絡するとともに、総務省のホームページや広報誌等において、作品、氏名、所属・学校名(学年)、都道府県名を発表します。

6 表彰

入選者には、表彰状および副賞を授与します。

7 著作権

入選作品の著作権は、総務省に帰属します。

8 お問い合わせ先

総務省政策統括官付統計企画管理官室 地方統計機構担当
メール toukeinohi_atmark_soumu.go.jp
「_atmark_」を「@」に置き換えてください。



誰もが利用しやすい窓口をめざして



地域 DX のヒント第 22 回は、自治体におけるフロントヤード改革の取組について佐賀県嬉野市の事例をご紹介します。

嬉野市では、より便利で安心できる窓口サービスを目指して、「フロントヤード改革」に取り組んでいます。

これは、市役所に来られる方が迷わず手続を進められ、待ち時間や負担を減らすための仕組み作りです。

令和8年秋頃の新しい庁舎への

移転に向けて、段階的にサービスを整えていく予定です。

まず、自宅やスマートフォンからいつでも申請できる「オンライン申請」を広げており、忙しい方でも市役所に行かずに手続ができるようになります。

また、申請書へ手書きすることなく手続ができる「書かない窓口」も導入します。

複数の手続も一度で済ませられるようになり、窓口での負担がぐっと減ります。

待ち時間の改善にも力を入れています。

発券機により、窓口の混み具合や自分の順番をスマホから確認できる仕組みや、来庁予約ができるサービスも導入し、混雑を避けてスムーズに手続できるようになります。

また、人目を気にせず相談したい方向けに、プライバシーに配慮した専用ブースを設け、落ち着いて手続ができる環境も整えます。

市内2つの庁舎間の距離が離れている課題に対しては、リモート相談窓口を設置し、自宅の近場で必要な手続や相談を受けられるようになります。

これらの取組を通じて、嬉野市は誰にとっても利用しやすく、市民に寄り添った窓口サービスを目指して取り組んでいきます。

編集後記

2月号をお読みいただきありがとうございます。

今回、地方のかがやきで紹介したのは愛知県一宮市です。中心地には市名の由来となった尾張国の「一宮」である真清田神社が鎮座しています。また、飲み物を頼むとトーストなどが提供される「モーニングサービス」発祥の地

でもあり、街を歩いてみると「一宮モーニング」ののぼり旗がたくさん翻っていました。

一宮市では市民税・県民税申告の予約受付に24時間対応のAI電話を導入しました。有人電話よりつながりやすく、普通の電話のように話せるため、インターネット予約が苦手な方にも使いやすい

editorial note

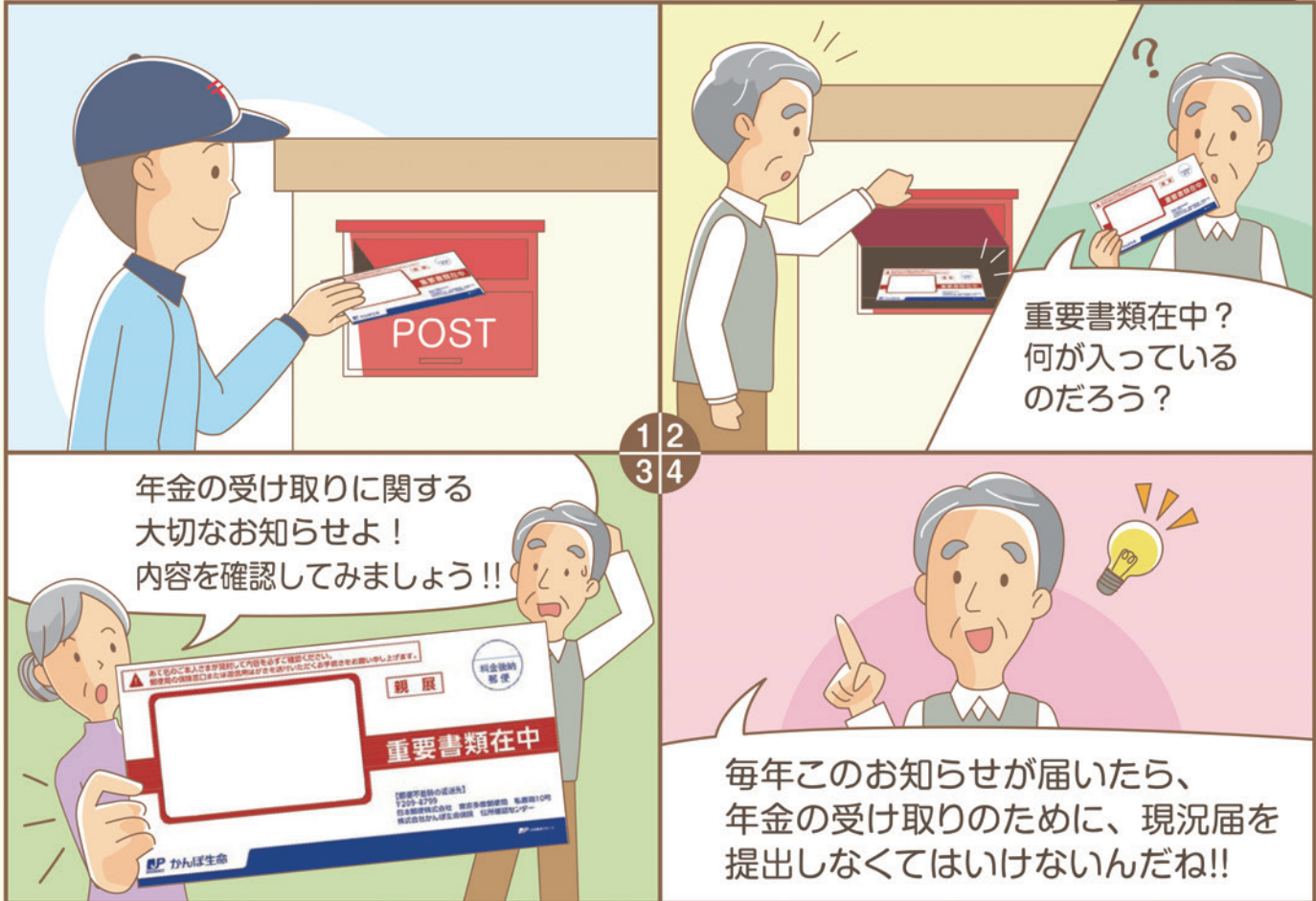
そうです。職員も電話対応が減って本来の業務に時間を使えるため、事務の効率化にもつながっています。

末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆さまには心より感謝申し上げます。

(広報室 C.H)

簡易生命保険の 年金のお受け取りには、 現況届のご提出が必要です。

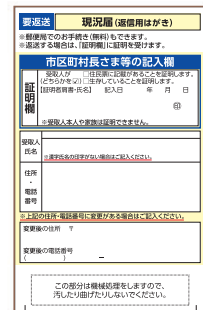
現況届
提出して
いますか？



お知らせ封筒の中には、年金をお受け取り
いただくために必要な現況届に関する大切な
お知らせをご案内しております。
内容をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。
ご家族の方へのお声かけもお願いいたします。



現況届の書き方・注意点



現況届

独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent_kampo.html

スマホは
こちら

